○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改

事

務

局

:

六

# 山青森県報

令和二年 六月五日

.和二年 六月五日 日

#### 〇右 台右 ○水防警報を行う河川の指定の一部改正………………… ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための ○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる ○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所 支援事業の廃止の届出……………………( 法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出… 公 告 選挙管理委員会 目 告 示 次 参男女年 一課 一課 一課 (医療薬務課) … (河川砂防課) … 二 (農村整備課) :: 六 (商工政策課) … 四 (障害福祉課) 同 同 司 同 : \_ :

### 正

誤

○令和二年三月三十日号外第三十五号目次及び令和二年四月

二十四日定例付録目録中………………………(総務学事課)

: 七

○令和二年五月二十九日定例公告中……………………………… (農 林 水 産)

#### ±

示

### 青森県告示第四百七十三号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条

第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和二年六月五日

青森県知事

三

村

申

吾

三九六	一三九五五	一三九四	三九三	番指 号定
			書 籍	種 別
ディアプラス 二〇二	ISBN九七八―四―八- お宝スキャンダル- ありえない芸能界 ――六-	ISBN九七八―四	Young Lovation	名
一六五六七─○六○二○年六月号	 	Max	八八一五—〇六 〇二〇年六月号 v e C o m i c	称
館株式会社新書	インハウス ウス	ブックス ス ス	版株式会社宙出	作者) 名
	項第一号	項第二号第十二条第一	項第一号第十二条第一	該当条項

### 青森県告示第四百七十四号

盤

理

課

:

七

収用委員会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

より公示する。 医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定に医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申

吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区
後	前	後	前	分
十二言者專用写版品	ナノ閉刊率司交系	ろう	訪問看護ステーションふく	名
店			称	
五 弘前市大字安原二丁目一の三	六 弘前市大字安原二丁目一の三	八戸市江陽	東誠会館一八戸市吹上	所
于安原二丁!	于安原二丁!	八戸市江陽一丁目三の一六	一階一日八の三一	在
目一の三	目一の三	の一六	の 三 一	地
二. 四.二0	令 和	二九・七・一八	平成	年変 月 日更

### 青森県告示第四百七十五号

があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の二十第四項の規定

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申 吾

ライエ合同会社を	名称	指定障害
の一 一 の一 一 の 一 七 五 日 一 の 一 七 五 七 五 七 五 七 五 七 七 五 七 五 七 五 七 五 七 五	の 所 在 地	害児通所支援事業者
ビデイサー ル サー等	種所 類 類 が	所障 医 医 関 通
あしかん	名	行障 害
ぴ	称	う児通
の番十 一町和	所	事支
ー田 ○市 の東	在	援業事業
一十 七五	地	所を
二	年廃 月 日止	

### 青森県告示第四百七十六号

を行う河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十六条第一項の規定により、水防監

令和二年六月五日

青森県知事

三

村

申

吾

赤川水系

赤川	â	Z <sub>1</sub>
	利	尓
左岸 青森市赤坂一丁目地先 地先の螢沢橋下流端 海に至る場所 海に至る場所	上流端下流端	区間

### 高瀬川水系

古間木川	名		
	移	<b>T</b>	
氷沢川合流点	上流端	区	
和田線交差部上流端 ・三沢市大字三沢字猫又一二二三沢市大字三沢字猫又一二二	下流端	間	

青森県告示第四百七十七号

る。 した水防警報を行う河川の区間を変更したので、同告示の一部を次のように改正す年六月十七日青森県告示第五百二十三号(水防警報を行う河川の指定)をもって公示年六月十七日青森県告示第五百二十三号)第十六条第一項の規定により、平成十七本防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十六条第一項の規定により、平成十七

今別川

変更後

海に至る場所

端RA八の 字大川平字 京大川平字清川平字清川一 大川平字清川一 流

駒込川

左岸

変更前

堤川への合流

端 先の駒込川橋下流 脚込川橋下流 地一地

右岸

下流端 四地沢三番地一一 下流端 の駒込川橋 の駒込字

右岸

沖館川水系

名

称

後変 の 別前

上

流

端

下

流

端

毒物劇物取扱者試験の施行

X

間

沖館川

変更後

先の三内橋下流端 青森市大字三内字沢部

地

海に至る場所

令和一

一年六月五日

変更前

滝川の合流点

海に至る場所

堤川.

水系

名

称

後変の更

別前

X

間

上

流

端

下

流

端

令和二年六月五日

今別川水系

名

称

後変 の 別前

上

流

端

下

流

端

区

間

変更前

関

 $\Box$ 川の

合流点

海に至る場所

吾

変更前

横内川の合流点

海に至る場所

左岸

金高橋上流端青森市大字京

端地先の字

海に至る場所

堤川

変更後

右岸

金高橋上流端 船岡三四○地先の 地先の

青森県知事  $\equiv$ 村 申

### 公

規則 令和二年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、 (昭和二十六年厚生省令第四号)第八条の規定により公告する。 毒物及び劇物取締法施行

試験の期

日及び場所

(筆記試験、

実地試験共に

青森県知事

村

申

吾

令和二年九月二日

水

期日

1

#### 変更後 右岸 込川橋下流端 桜川二二地先の駒 青森市大字筒井字 込川橋下流端青森市大字町 端先駒 の別込

∭

への合流点

2

青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム

受験願書受付期間

合は、書類が完備されているものに限り、同日までの消印のあるものは、有効とす く)。受付時間は午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、郵送による場 令和二年七月十四日(火)から同月二十日(月)まで(土曜日及び日曜日を除

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四

福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。 試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ(電話

受験願書用紙は、令和二年六月三十日から、県内の各県型保健所及び青森県健康

○一七―七三四―九二八九)に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

令和二年六月五日

青森県知事 三 村 申

吾

スーパードラッグアサヒ青森中央店 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市東大野二丁目一一の三

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

更 前

変

更

後

変

年変 月 日更

四 届出年月日

令和二年五月二十日

Ŧī.

届出書の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

期間

2

3 時間

令和二年六月五日から同年十月五日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限 令和二年十月五日

る。

2

提出先

			三		
	代表取締役 荒川 孝男 弘前市大字末広二丁目二の一〇 株式会社横浜ファーマシー	変更前	大規模小売店舗において小売業を	I	代表取締役 荒川 孝男 弘前市大字末広二丁目二の一〇 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 森田 長吉福岡県直方市大字下境二四〇〇 休式会社もち吉	変更なし	変更後	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	代表取締役 森田 長吉福岡県直方市大字下境二四〇〇 株式会社もち吉	変更なし
二令 · 和 <sub>五</sub> 三		年変 月 日更	日の氏名	二令 · 和 三 三	

青森県商工労働部商工 一政策課

- 3 記載事項
- $(\underline{\phantom{a}})$ 意見書の 意見書の 提出の対象となる大規模小売店舗の名称 提出者の氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) 及び住宅
- 意見及びその理

4

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 同条第三項において準用する同法第五条第三 号 第六条第一 項 の規定による大規

令和一 一年六月五日

青森県知事

吾

三 村 申

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

森市東大野二丁目一一の三

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二 の

0

1

孝男

代表取締役 荒川

2 株式会社もち吉

福岡県直方市大字下境二四 0

代表取締役 森田 長吉

変更しようとする事項

 $\equiv$ 

の店舗面積	区
頼兄 の店舗 計内	分
ルー、五三	変
五平	更
五二五平方メート	前
ルー、ニカ	変
七平方	更
一九七平方メート	後
三令 ·和 二 三	年変 月 日更

項す置設舗小大 るにのの売規 事関配施店模 るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模 間でうばい施荷 帯きこきで設さ るとを荷にば 時が行さおき 刻び店う売お売大 閉時者業い店規 店刻のをて舗模 時及開行小に小 及設の廃 びの保棄 容位管物 量置施等 収位駐 容置 と 数 び の 積置施荷 及設さ びのば 収位駐 容置輪 台及場 面位き 数びの | 閉店時刻 図面のとおり 図面のとおり)四七台 まで 午前六時、 図面のとおり) 図 図面のとおり(位置は、日一二三台 から午後九時 おり) 届出書添付メートル 午午 後前 九九 浜 り届 ファ 出書添付 出書添付 出書添付 時時 1 マ 図面のとおり) (位置は、届出一〇立方メート 図面のとおり)七二平方メート 図面のとおり 図面のとおり 式会社 から午 から午後六時 K おり) 届出書添付 おり) 居出書添付 - ラッ 浜フ 出卜 出下 -後九時 グア アー 豊書添付-ル 宣書派付-ル ŕ

四 届出年月

Ħ

令和一 一年五月二十日

Ŧī. 届出書及び添付書類の縦覧

2 期間

青森県商工

一労働部商工政策課及び青森市役所

1

場所

令和 年六月 五日から同年十月五日まで

3 時間

午前 八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 青森市役所にあっては、 その執務時間内とする。

六 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 意見書の提出

る。

提出期限

提出先 令和二年十月五日

2

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

言語

意見書は、日本語により記載すること。

地籍調査の成果の認証

年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定に より公告する。 八戸市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六

令和二年六月五日

青森県知事

 $\equiv$ 村 申

吾

市 八 町 戸 村 市 名 十日市 大 字 名 上谷地、 小 下谷地、 登手、 字 弥次郎窪 名

地籍調査の成果の認証

年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定に むつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六

より公告する。

令和二年六月五日

む つ 市	市町村名
田名部	大
	字
	名
矢立山の一部、	小
頭梨子の	字
部	名

青森県知事

三

村

申

吾

#### 選挙管 理委員 会

## 青森県選挙管理委員会告示第二十二号

ことのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。 平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号 (個人演説会等を開催する

令和二年六月五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

表中

五所川原市農村婦人の家 " 大字小曲字豊里一七六 を

小曲集会所 " 大字小曲字豊里一七六 に、

五所川原市民体育館 五所川原市森の家 五所川原市民体育館 " " " 字栄町二〇の一 字栄町二 若葉一丁目一〇の四〇の を

に、

発行年月日 区 分	収 用 委	もや会館	金木東部地区コミュニティ	南部コミュニティセンタ	南部コミュニティセンタ	一喜良市コミュニティセン	十三コミュニティセンター	喜良市コミュニティセン	松島会館	みなとコミュニティセンター	松島会館
ページ	員		イセ	ĺ	ĺ	センター	ĺ	センター		я l	
		"	"	"	"	三〃	"	"	"	"	"
行	会	磯松	金木	中央	中央	金木	十三	喜良	松島	大字	松島
誤		磯松山の井一一五の一三八	金木町芦野三一八	央四丁目一三〇	中央四丁目一三〇	金木町喜良市千苅一九六の	十三深津一八七の一	喜良市千苅一九六の三	松島町二丁目八九	大字湊字千鳥九○	松島町二丁目八九
ш			に改める。		を	ĸ		È	Ιζ	i z	È
						四三	<u></u>	_	Ţ	六 書	

### 公示による通知

る通知を行う。 、条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示に 『類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の

令和二年六月五日

青森県収用委員会会長

赤

津

重

光

審理の開始について(通知) 通知すべき書類の名称

通知を受けるべき者

別表のとおり

通知すべき書類の保管場所

その他 一の書類は、令和二年六月二十九日を経過した時をもって通知があったものとみ 青森県県土整備部監理課内

別表

なされます。

持分63分の1(亡)岩田 傅治郎 法定相続人 岩田 靖宏	氏 名
ì郎	
住所不明 ただし、住民票上の住所 千葉県千葉市緑区おゆみ野5丁目3番地11 ダイワプラザおゆみ野105号	住所

誤

正

務 学 事 課

正

総

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価 小口一枚二付十五円 年週月・水・金曜日発行

- - -	定例第一六三号 公告 四下			
四	_	行		
限の日から開札の時までの間に一般競争入札参加資格審査申請書の提出期	定する競争入札参加資格者名簿領(平成十一年六月三十日施行)第五で規競争入札に参加する者の資格等に関する要	誤		
入札日において	競争入札参加			

農林水産政策課

第一四九号付録	号外第三五号 令和 二·三·三〇
目	目
録	次
Ξ.	_
上	上
表中	三
助職員を指定する規則青森県下水道事業賠償責任を有する補	有する補助職員を指定する規則青森県下水道事業の業務に係る賠償責任を
する補助職員を指定する規則下水道事業の業務に係る賠償責任を有	補助職員を指定する規則下水道事業の業務に係る賠償責任を有する